

申告の日程

期 日	対 象
2月9日(金)	肉用牛・乳用牛生産者
13日(火)	肉用牛・乳用牛生産者
14日(水)	肉用牛・乳用牛生産者
15日(木)	1・3区
16日(金)	2区
19日(月)	4・5区
20日(火)	6区
21日(水)	7区
22日(木)	8区
23日(金)	9区
26日(月)	10区
27日(火)	11区
28日(水)	12区
3月1日(木)	13区
2日(金)	14区
5日(月)	15区
6日(火)	16区
7日(水)	17区
8日(木)	18区
9日(金)	19区
12日(月)	20区
13日(火)	21区
14日(水)	予備日(受け付けは12時まで)
15日(木)	〃

- 受付時間… 8:30～12:00、13:00～15:30
- 相談時間… 9:00～12:00、13:00～終了時
- 場 所… 役場 2階201会議室
- 注意事項

- 予備日の2日間は例年、大変混雑するため午前中のみ(12:00まで)の受け付けとなりますのでご注意ください。
- 農業所得を含めた全ての事業所得の計算方法が収支計算となったため、申告時間が長引いています。また申告会場は例年大変混雑しますので、税務署が開設する申告書作成会場などをご利用ください。
- 青色申告以外の人でも申告の内容によっては税務署に案内する場合があります。



マイナンバーカード



通知カード

確認区分	マイナンバーカードを持っている人	マイナンバーカードを持っていない人
番号確認		通知カードまたは、マイナンバーが記載された住民票の写し
身元確認	マイナンバーカード	写真付きの本人確認書類1点(パスポート、運転免許証、障害者手帳など)または、写真付きでない本人確認書類2点(健康保険証、年金手帳、母子健康手帳など)

マイナンバーが必要です
申告には、マイナンバーの記載と本人確認が必要です。本人確認では、番号確認と身元確認を行いますので、次の書類のコピーをそれぞれ忘れずにお持ちください。

重要 申告にかかる注意事項

① 対象行政区などの日に都合のつかない場合は、対象行政区以外の日に申告することも可能ですが、対象行政区などの人を優先的に受け付けすることになりますのでご了承ください。

② 申告は原則として、申告者本人が行わなければならない。やむを得ない事情により代理の人(ご家族)が申告される場合は、申告について説明できるように、事前に内容を確認した上で申告するようにしてください。

③ 申告を行う際は原則として、収入、支出を科目ごとに整理した書類(帳簿など)と、これらを証明する書類(領収書など)を持参しなければなりません。書類(帳簿など)を整理記帳していない場合や、不備がある場合には申告を受け付けることができません。なお、申告書類の整理記帳(収支内訳の作成など)が済んでいる人の待ち時間を短縮するため、主に事業や不動産収入がある人は受け付けで収支内訳など(帳簿など)を提示していただき書類が作成済みの人のみを申告相談へお渡しします。

④ 平成26年1月分から個人で事業や農業、不動産所得がある全てのの人に日々の取引に関する帳簿の記帳が義務付けられています。収入や各経費の記帳漏れがないか、1年間の合計額が正しく計算されているか帳簿の確認をお願いします。(1年間の合計額を必ず計算してください)

⑤ 収支内訳の作成や申告について不明な点がありましたら、申告期間前に最寄りの税務署および税務課へ事前にご相談ください。

⑥ 土地・建物の売却、株式に関する申告など複雑な内容の申告は2月中旬に税務署へ相談および申告されることをお勧めします。



税

の申告が始まります

間もなく、町・県民税の申告と所得税確定申告の時期を迎えます。申告日程、会場をご確認の上、申告してください。

申告は納税者自ら昨年1年間の所得を計算し、3月15日(木)までに記入して提出するものです。申告と納税は正しくお早めに!

■問い合わせ先…税務課 ☎46-5563

所得税の確定申告が必要な人

- 給与収入があり、次のいずれかに該当する人
 - ▽年末調整を受けていない給与収入がある
 - ▽年末調整した給与があり、医療費控除や社会保険料控除、住宅ローン控除を受けて還付申告したい
 - ▽年末調整した給与以外に20万円を超える所得がある(営業、農業、不動産、雑、一時、譲渡所得など)
 - ▽2カ所以上から給与収入があり、年末調整した給与以外の給与収入が20万円を超えた
- 公的年金(障害年金や遺族年金は含まない)の収入があり、次のいずれかに該当
 - ▽公的年金の収入額が400万円を超え、そのほか20万円を超える所得がある
 - ▽公的年金の収入額が400万円以下で、医療費控除や社会保険料控除を受けて還付申告したい
- 営業や農業、不動産、雑、一時、譲渡所得などの合計所得が所得控除を超えた
- 住宅借入金特別控除を受けた(1年目)
- 所得税の青色申告をする

確定申告、町・県民税の申告が必要かどうかチャートで確認しましょう

